

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構譲渡線建設費等利子補給金繰入基準

	平成 15 年 10 月 1 日	機構規程第 127 号
(改正	平成 16 年 11 月 24 日	機構規程第 56 号)
(改正	平成 17 年 3 月 2 日	機構規程第 70 号)
(改正	平成 18 年 2 月 9 日	機構規程第 61 号)
(改正	平成 19 年 3 月 5 日	機構規程第 69 号)
(改正	平成 20 年 3 月 6 日	機構規程第 47 号)
(改正	平成 21 年 3 月 6 日	機構規程第 115 号)
(改正	平成 22 年 3 月 5 日	機構規程第 55 号)
(改正	平成 26 年 3 月 3 日	機構規程第 41 号)
(改正	平成 28 年 2 月 26 日	機構規程第 66 号)
(改正	平成 28 年 6 月 13 日	機構規程第 12 号)
(改正	令和 3 年 3 月 25 日	機構規程第 68 号)
(改正	令和 3 年 5 月 12 日	機構規程第 19 号)
(改正	令和 5 年 3 月 27 日	機構規程第 55 号)

第 1 条 通 則

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）第 17 条第 2 項に基づき実施する譲渡線建設費等利子補給金（以下「補給金」という。）の繰り入れは、法及び同法施行令（平成 15 年政令第 293 号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

第 2 条 目 的

この繰入基準は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）又は解散前の日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が鉄道事業者に譲渡し、又は引渡しした譲渡線又は引渡し線の建設又は大改良の費用（別表 1 に掲げる線の費用を除く。）にあてため機構又は公団が発行した債券及び機構又は公団が借り入れた借入金に係る利子の一部に相当する額を補給することを目的として国から交付を受け、助成勘定から建設勘定に繰り入れる補給金について、補給の対象、補給金に係る申請、補給金の繰り入れその他の取扱いを定め、もって補給金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第 3 条 補給金の額

補給金の額は、各社ごとに別表 2 から別表 4 により計算した額の合計額とする。

第 4 条 補給金の繰入申請

機構の鉄道施設譲渡業務を掌理する副理事長は、建設勘定への補給金の繰り入れの申請をしようとするときは、別紙第 1 号様式による補給金繰入申請書に別紙第 2 号様式による補給金繰入申請額算出の基礎を記した書面を添え、当該補給金の繰り入れを受けようとする会計年度の 3 月 15 日までに機構の鉄道助成業務等を総括掌理する理事長に提出するものとする。

第 5 条 補給金の繰入額の確定及び通知

機構の鉄道助成業務等を総括掌理する理事長は、前条に定める補給金繰入申請の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、その内容が正当であると認めたときは、所要の手続きのうえ建設勘定に繰り入れるべき補給金の額を確定し、補給金繰入額確定通知書（別紙第３号様式）により、鉄道施設譲渡業務を掌理する副理事長に通知するものとする。

附 則

この繰入基準は、平成１５年１０月１日から施行する。

附 則（平成１６年１１月２４日 機構規程第５６号）

この繰入基準の一部改正は、平成１６年１１月２４日から施行し、平成１６年１１月１日から適用する。

附 則（平成１７年３月２日 機構規程第７０号）

この繰入基準の一部改正は、平成１７年３月２日から施行し、平成１６年度の補給金から適用する。

附 則（平成１８年２月９日 機構規程第６１号）

この繰入基準の一部改正は、平成１８年２月９日から施行し、平成１７年度の補給金から適用する。

附 則（平成１９年３月５日 機構規程第６９号）

この繰入基準の一部改正は、平成１９年３月５日から施行し、平成１８年度の補給金から適用する。

附 則（平成２０年３月６日 機構規程第４７号）

この繰入基準の一部改正は、平成２０年３月６日から施行し、平成１９年度の補給金から適用する。

附 則（平成２１年３月６日 機構規程第１１５号）

この繰入基準の一部改正は、平成２１年３月６日から施行し、平成２０年度の補給金から適用する。

附 則（平成２２年３月５日 機構規程第５５号）

この繰入基準の一部改正は、平成２２年３月５日から施行し、平成２１年度の補給金から適用する。

附 則（平成２６年３月３日 機構規程第４１号）

この繰入基準の一部改正は、平成２６年３月３日から施行し、平成２５年度の補給金から適用する。

附 則（平成２８年２月２６日 機構規程第６６号）

この繰入基準の一部改正は、平成２８年２月２６日から施行し、平成２７年度の補給金から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 13 日 機構規程第 12 号）

この繰入基準の一部改正は、平成 28 年 6 月 13 日から施行し、平成 28 年度の補給金から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日 機構規程第 68 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 3 月 25 日から施行し、令和 3 年度の補給金から適用する。

附 則（令和 3 年 5 月 12 日 機構規程第 19 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 5 月 12 日から施行し、令和 3 年度の補給金から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日 機構規程第 55 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の補給金から適用する。

別 表 1 （第 2 条関係）

線 名
北 総 線 2（A）
北 総 線 2（B）

別 表 2 （第 3 条関係）

「東葉高速線及び北神急行線債務を除く他の補給対象線」

補 給 対 象 額	補 給 金 の 額
機構又は公団が発行した債券及び借り入れた借入金	補給対象額に係る各年度の支払利子の見込額から予算において決定した利率を用いて算出した補給対象額に係る各年度の支払利子の見込額を差し引いた額の合計額に 2 分の 1 を乗じた額

別 表 3 （第 3 条関係）

「 東葉高速線 」

補 給 対 象 額	補 給 金 の 額
機構又は公団が発行した債券及び借り入れた借入金	東葉高速線に係る利子の一部（1 % 分）を支払猶予することにより新たに調達が必要となる資金に係る利子に 3

	分の1を乗じた額について各年度の予算の範囲内の額
--	--------------------------

別 表 4 (第3条関係)

「北神急行線債務」

補給対象額	補給金の額
公団が発行した債券及び借り入れた借入金	公団が平成14年度に一括返済を受けた北神急行線鉄道施設に係る過去に発行した鉄道建設債券及び借入金の利子のうち平成14年度における公団の調達金利を超える部分等について各年度の予算の範囲内の額

別紙 第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度譲渡線建設費等利子補給金繰入申請書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構譲渡線建設費等利子補給金繰入
基準（平成15年10月1日機構規程第127号）第4条の規定に基づき、下記
のとおり譲渡線建設費等利子補給金の繰入を申請します。

記

補給金繰入申請額 金 円

別紙第2号様式（第4条関係）

補給金繰入申請額算出の基礎（ 年度）

1－1．東葉高速線及び北神急行線債務を除く線

線名		区間		譲渡又は引渡年月日					(単位：円)		
発行 (借入) 年度	名 称 (借入先)	利 率 年 (%)	発 行 (借入) 年月日	年度首発行 (借入) 残高	利 払 年 月 日	利付 期間	期中償還額	年度末発行 (借入) 残高	年度分利子額		
									支 出 見 込 額 (A)	% の 額 (B)	差 額 (A-B)
計											
									補給金の額 (差額の計) × 1 / 2		

(注) 年度分利子額の%の額欄の上段に当該年度の予算において決定した利率を記載すること。

1－2．東葉高速線

線名		区間		譲渡年月日					(単位：円)	
発行 (借入) 年度	名 称 (借入先)	利 率 年 (%)	発 行 (借入) 年月日	年度首発行 (借入) 残高	利 払 年 月 日	利付 期間	期中償還額	年度末発行 (借入) 残高	当年度支払利子額 (A)	
計										
									当該年度補給対象額(B) (A) の 合 計 額 × 1 / 3	

(単位：円)

補 給 対 象 額	
前年度までの累計額 (C)	当年度までの累計額 (D) = (B+C)

(単位：円)

補 給 金 額				
前年度までの受入額 (E)	当該年度予算額 (F)	当年度までの受入可能額 (G) = (E+F)	補給金累計限度額 (H) = (D) or (G)	当該年度補給金額 (I) = (H-E)

(注) (F) には、当該年度の予算額から北神急行線債務の予算額及び別紙第 2 号様式 1 - 1 で算出された補給金の合計額を差し引いた額を記載すること。
また、(H) には (D) の額と (G) の額の少ない方を記載すること。

1－3．北神急行線債務

(単位：円)

利 差 額 等		
前年度までの累計額 (A)	当該年度額 (B)	当年度までの累計額 (C)=(A+B)

(単位：円)

補 給 金 額				
前年度までの受入額 (D)	当該年度予算額 (E)	当年度までの受入可能額 (F)=(D+E)	補給金累計限度額 (G)=(C) or (F)	当該年度補給金額 (H)=(G-D)

(注) (E) には、当該年度の予算額から別紙第2号様式1－1及び1－2で算出された補給金の合計額を差し引いた額を記載すること。また、(G) には (C) の額と (F) の額の少ない方を記載すること。

別紙 第3号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度譲渡線建設費等利子補給金繰入額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度譲渡線建設費等利子補給金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構譲渡線建設費等利子補給金繰入基準（平成15年10月1日機構規程第127号）第5条の規定に基づき、下記のとおり繰入額を確定したので通知する。

記

補給金繰入額 金 円